

04-1 さく井職種(パーカッション式さく井工事作業)

2010.12.13

<p>作業の定義</p>	<p>パーカッション式さく井機を使用してさく井工事(注)を行う。 注 さく井工事とは、主としてさく井、観測井・還元井・温泉の掘削、浅井戸の築造、揚水設備の設置等を行う工事をいう。</p>
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)パーカッション式さく井工事作業 ①地質柱状図(ケーシングプログラム図を除く。)の作成作業 ②パーカッション式さく井工事の施工作業 1.パーカッション式さく井機の据付け作業 2.発電機の取扱い作業 3.ワイヤロープの取扱い作業 4.通常の掘削作業 5.簡単な調泥及び泥水管理作業 6.地層サンプルの採取及び判定作業 7.単純な地層における採水層の選定作業 8.ケーシング及びスクリーンの設置作業 9.砂利充てん作業 10.簡単な遮水作業 11.簡単な仕上げ作業 ③揚水ポンプの据付け作業 ④揚水試験作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③さく井職種に必要な整理整頓作業 ④さく井職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: right;">} ※</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①ロータリー式さく井工事作業 ②電気検層作業 ③機械、器工具の保守・管理作業 ④原動機の保守・点検作業 ⑤さく井用材料の管理作業 ⑥移動式クレーンの運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧高所作業車運転作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑨揚水ポンプの設置作業 ⑩配管工事作業 ⑪溶接作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑫ガス切断作業(特別教育、技能講習等が必要。) (2)周辺作業 ①作業用機材の搬送作業(作業場内) ②作業用機材の梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>必要に応じて使用すること。 ①ケーシング 1.鋼管 2.硬質塩化ビニル管 3.強化プラスチック管 ②スクリーン 1.スロット管 2.線巻きスクリーン 3.グラベルスクリーン 4.スクリーンジャケット ③充てん用砂利 ④掘削用泥水 1.粘土 2.ベントナイト 3.添加剤</p>
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.から4.のうち一つ以上及び9.を必ず使用し、それ以外は必要に応じて使用すること。 1.片やぐら式さく井機 2.四つやぐら式さく井機 3.ビーム式さく井機 4.車輻搭載式さく井機 5.掘削用器工具 6.事故回復用器工具 7.ケーシング用器工具 8.仕上げ用器工具 9.保護具(保護帽、保護眼鏡、防塵マスク、手袋等) 10.発電機 11.残土箱 12.移動式クレーン</p>
<p>製品の例</p>	<p>パーカッション式さく井工事作業の結果そのものが製品である。具体的には井戸、温泉、油井等である。</p>
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.現場作業がない場合 2.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合</p>